公表します

町職員の給与や職員数のあらまし

町職員の給与は、町議会の審議を経て、給料の額や各種手当の割合などが条例で定められていますが、行政の透明性を図るため、広く町民の皆さんに理解しやすい形で公表することが法律で定められています。

今月号では、令和８年度の町職員の給与や職員数の状況など、そのあらましをお知らせします。



■職員の任免および職員数

令和７年度に採用した職員は10人で、退職した職員は20人となっています。この１年間で10人減少しました。

表①採用者および退職者の状況
（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

区　分	採用者数	退職者数
事務職	5人	12人
技術職	5人	8人

（注）退職は、自己都合、定年、定年前早期、懲戒、死亡などの種類があります。技術職には、医師、看護師、医療技術員、保育士などが含まれます。

■職員数の状況



厚岸町は、より効果的な行政組織を構築するとともに、将来にわたって行政需要に的確に対応できる職員数とするため、適正な定員管理に努めています。

なお、令和８年の職員数と過去５年間の職員数は表②のとおりです。

表②令和３年～令和８年の職員数
（各年４月１日現在）

区　分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
職員数	294人	291人	285人	282人	267人	263人
対前年増減	＋0人	△3人	△6人	△3人	△15人	△4人

（注）1　職員数は、一般職（町長、副町長、教育長を除く）に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員を含み、釧路東部消防組合への出向職員、会計年度任用職員は含まれていません。（以下同じ）
2　令和８年の職員数は、令和７年の職員数に令和７年度途中採用者３人および令和８年４月１日付け採用者13人を加え、令和７年度の退職者20人を差し引いた人数です。（令和７年の職員数には、令和７年４月１日付け採用者７人が含まれています）



■職員の給与の状況

表④は人件費の状況で、人件費には毎月の給与のほか、退職手当や共済費の使用者負担分など、広い範囲の経費が含まれています。

表④人件費の状況（普通会計決算）

区　分	人　口	歳出総額A	人件費B	人件費率B/A
令和７年度	7,888人	142億5454万円	20億2076万円	14.2%

（注）1　人件費には毎月の給与のほか、退職手当、共済費の使用者負担分や特別職および会計年度任用職員に支給される給料・報酬などを含みます。
2　『普通会計』とは、特別会計と企業会計を除いた会計です。
3　人口は令和８年３月31日現在です。

毎月の給料と期末・勤勉手当などの諸手当を合わせた職員給与費の状況は表⑤のとおりです。

表⑤職員給与費の状況（普通会計）

区　分	職員数A	給与費			1人当たり給与費B/A
		給料	諸手当	計B	
令和８年度	196人	7億2088万円	4億2515万円	11億4603万円	584万円

（注）1　諸手当には退職手当を含みません。
2　給与費は当初予算額です。

給料表は一般職、医療職、医師職に区分され、職務の内容と責任の程度に応じて、それぞれいくつかの級に分かれています。

一般行政職員全体の平均給料月額、諸手当を含めた平均給与月額、平均年齢は表⑥のとおりです。

表⑥職員の平均給料・給与月額および平均年齢
（令和８年４月１日現在）

区　分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	313,237円	378,895円	39歳

（注）『一般行政職』とは医師、保健師、看護師などの特殊な職種を除いた一般事務職および一般技術職をいいます。（以下同じ）

表⑦は採用時の初任給です。

表⑦職員の初任給の状況（令和８年４月１日現在）

区　分		厚岸町	国
一般行政職	大学卒	232,000円	232,000円
	高校卒	200,300円	200,300円

部門別職員数の状況は表③のとおりで、令和７年と令和８年を比較しています。

表③部門別職員数の状況と主な増減理由
（各年４月１日現在）

区　分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和８年	令和７年		
一般行政部門	議会	3	3		
	総務	51	47	4	総合政策課、観光商工課、町民課職員増員
	税務	11	13	△2	税務課職員減員
	民生	41	42	△1	保健福祉課職員減員
	衛生	14	13	1	保健福祉課職員増員
	農水	19	23	△4	水産農政課職員減員
	商工	5	6	△1	観光商工課職員減員
	土木	10	12	△2	建設課職員減員
	小計	154	159	△5	
特別行政部門 教育		28	29	△1	海事記念館職員減員
公営企業等	病院	63	61	2	医療専門職員増員
	水道	5	5		
	下水道	5	5		
	国保	0	0		
	介護保険	5	5		
	老健	3	3		
	小計	81	79	2	
総合計		263	267	△4	

（注）1　区分は毎年実施される『地方公共団体定員管理調査』の区分です。

■職員の人事評価の状況

地方公務員法に基づく人事評価制度については、人材育成のツールの一つとして活用することで、より高い能力を持った職員の育成を行い、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、住民サービス向上の土台を作ることを目的としています。

職務遂行の過程において発揮した能力を評価する能力評価と、挙げた業績を評価する業績評価の両面から評価し、その評価結果を能力開発と人材育成につなげるとともに、人事管理の基礎とします。



厚岸町では、平成29年10月１日から人事評価を実施し、平成30年度から人事評価結果を勤勉手当、昇給などに反映させています。